

令和4年度（2022年度）熊本県南部発達障がい診断待機解消事業実施要項

1 目的

熊本県こども総合療育センター等の発達障がいを診療できる専門的な医療機関の初診待機期間が長く、必要な時期に必要な医療を提供できない状況が常態化しているため、待機期間の短縮を図るとともに、地域における医療機関受診の必要性を見極める機能を高め、早期支援を実現する。

2 実施主体

(1) 実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

ただし、県は、熊本県発達障がい者支援センター事業を行う社会福祉法人に委託するものとする。

(2) 社会福祉法人は、委託業務を他の者に委託し又は請け負わせないものとする。

ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

3 委託期間

この事業の実施期間（委託契約期間）は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2023年）3月31日までとする。

4 事業内容

南部発達障がい者支援センターに、公認心理師等で発達障がいへのアセスメントが可能であり、発達障がい児（者）等に対する支援について経験及び知識等を有すると認められる者を専門心理士として常勤換算にて1人以上配置し、以下の業務を実施する。

(1) 事業の啓発

当該事業の目的や枠組み等について、市町村の母子保健及び障がい福祉主管課並びに管内関係医療機関等への啓発を行う。

(2) アセスメントの実施

市町村等からの依頼に基づき、関係者からの聞き取りや心理検査等により、発達障がいの特性や対応方針等についてアセスメントを行う。

(3) 医療機関受診の見極めと支援の引継ぎ

(2) の結果を踏まえ、医療機関を受診する必要性を見極め、必要と判断する場合には(2)のアセスメント結果を医療機関へ引き継ぎ当該医療機関の負担を軽減する。また、その他の機関へ支援を引き継ぐ場合も、必要に応じて意見書を作成する。

(4) 保護者へのカウンセリング

医療機関での診断後等において、(2)のアセスメント結果に基づき、必

要に応じて保護者へのカウンセリングを行う。

(5) 市町村支援

アセスメントや診断の結果及び支援方法等を市町村保健師等に引き継ぐと共に、市町村保健師によるアセスメント力向上を目的とした助言指導または研修等を行う。

5 事業の実施地域

熊本県南部発達障がい者支援センターの支援対象地域（宇城、八代、芦北、球磨、天草）を原則とする。

6 関係機関との連携

県は事業の実施に当たり、対象となる障がい福祉圏域の市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、障がい児（者）施設、医療機関、特別支援学校、親の会等と連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

7 調査報告の義務

県は受託者の業務の処理状況について、隨時実地に調査し、又は受託者に必要な報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

この場合、受託者は調査等に協力しなければならない。

8 事業実績報告書等の提出

受託者は、事業を完了したときは、事業にかかる事業実績報告書、収支精算内訳書及び委託料の支払い請求書を県に提出しなければならない。

9 費用の支弁

事業に要する費用は、県が支弁するものとする。

10 個人情報の取扱い

事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、個人情報取扱特記事項に遵守するものとする。

11 その他

本実施要項に記載のない事項については、県と受託者で協議のうえ決定するものとする。

附則

この要項は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。